

事務連絡
令和4年4月1日

各府省行政不服審査法等担当者 様
各都道府県行政不服審査法等担当者 様
各指定都市行政不服審査法等担当者 様
各市区町村、一部事務組合、広域連合行政不服審査法等担当者 様

総務省行政管理局調査法制課

行政不服審査裁決・答申データベースの令和3年度末機能改修について

平素から、当課の業務に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）においては、法第81条第3項において準用する法第79条により行政不服審査会等の答申の内容の公表が義務付けられるとともに、法第85条により、行政不服審査法以外の法律に基づく独自の不服申立てを含め、不服申立てに対する裁決その他の処分をする権限を有する行政庁は、答申の内容その他の不服申立ての処理状況について公表することが努力義務とされております。

これを踏まえ、当課におきましては、各機関が法に基づくこれらの公表義務等を履行しやすくするとともに、不服申立てに関する情報の一元的な提供を図る観点から、不服申立てに対する裁決や答申に係る情報を公表するツールとして、「行政不服審査裁決・答申データベース」（以下「行審DB」という。）を平成28年4月から運用しております。

今般、行審DBについて、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」で実施したアンケート等から聴取しました要望を踏まえ、下記4項目について令和3年度末に機能改修を実施しましたので、お知らせいたします。

今後とも、行審DBを利用した裁決・答申等の公表について、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

改修項目 1. フリーワード検索の対象範囲に PDF ファイル中のテキストを追加

登録した PDF ファイルのテキストを、フリーワード検索の対象に追加する改修を行いました（※1）。

今後は、Microsoft Word や一太郎などの電子ファイルから作成したテキストデータ付の PDF（マスキング済のもの）を登録し、「裁決内容」欄又は「答申内容」欄には、裁決又は答申の本文抜粋又は要約等を御入力願います。

関連して、令和 2 年 3 月 26 日付け事務連絡（「行政不服審査裁決・答申データベースへの裁決内容の入力等について」）（別紙 1 参照）で依頼しておりました、「裁決内容」欄又は「答申内容」欄への裁決・答申の本文全体の入力については、上記改修によって不要となりました。

※1…なお、現状のフリーワード検索の仕様として、テキストの大文字・小文字、半角・全角、テキスト途中の空白や改行（1 行あたりの文字数上限に係る折り返しも含む）を無視して検索できる機能は有していないため、その点について御留意願います。当該機能の改善については、次回の機能改修の候補として検討いたします。

改修項目 2. 検索結果一覧の表示項目の修正

公開システムで検索を行った場合に表示される検索結果一覧について、表示項目の見直しを行い、下記の項目について新たに表示できるよう修正を行いました。

- ◆裁決の場合：裁決・文書番号、処分根拠法令、裁決の概要
- ◆答申の場合：答申番号、処分根拠法令、答申の概要

検索結果 33件検索されました。現在1/4ページ目を表示しています。				
No.	審査庁名	種類	処分根拠法令	審査会等名
	裁決日 (裁決・文書番号)	裁決結果	裁決の概要	答申日
	総務省	審査請求	テスト法令第●条	
1	2022/03/30 テスト●号	認容	こちらに「裁決内容」(答申内容)欄の冒頭が表示されます	

改修項目 3. 裁決・答申の登録に係る「補足情報」等の入力廃止

裁決・答申の登録に係る入力項目を登録作業の負担軽減の観点から見直しました。

具体的には「補足情報」（口頭意見陳述の実施の有無や参加人の意見書の提出の有無等）及び「諮問受付日」の入力を不要とし、登録画面上からも非表示としました。

また、取下げの項目についても、その必要性をあらためて検討した結果、入力欄を簡素化する観点から非表示化させていただきました。

なお、今まで各関係機関に御入力いただいていた「補足情報」等のデータについては、システム内に保持し、引き続き当課において行政不服審査運用に係る参考情報として活用させていただきます。

改修項目 4. 登録システムの表示画面の修正

初めて行審 DB への裁決・答申を登録するユーザーでも操作が分かりやすくなるように表示画面（ユーザーインターフェイス）の改善を図り、リンクの表示位置の変更、アイコンや補足テキストの追加、表示テキストの修正を行いました。

その他連絡事項

予算及び工期の制約の関係で、今回の改修において対応できなかった関係機関からの改修要望につきましては、来年度以降の改修の際に再度、検討いたします。

行審 DB 及び行審 DB を利用した裁決・答申の公表に関し、御意見・御質問等あれば、随時、下記の宛先まで御連絡いただきますと幸いに存じます。